

船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正について

平成19年1月  
国土交通省  
海事局安全基準課

1. 改正の背景

海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために策定された、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）が発効しており、我が国もこの条約の締約国です。

2006年12月に、国連の専門機関である国際海事機関において、タンカーの貨物エリアに面する窓の条約要件の不整合を解消するためのSOLAS条約附属書第Ⅱ-2章の改正が採択されました。

本改正は、全締約国の1/3以上の締約国の異議通告又は異議通告をした締約国の商船船腹量合計が世界の商船船腹量の50%を超えない限り、2008年7月1日に発効することとされていますが、当該改正内容を早期に適用することを締約国に要請する文書が国際海事機関により回章されていることも踏まえ、条約改正の発効予定日に先立ち、船舶の防火構造の基準を定める告示において所要の改正を行うことを検討しています。

2. 改正案の概要

船舶の防火構造の基準を定める告示第33条第3項第2号の規定により、船楼又は甲板室の貨物エリアに面する部分の前端から船の長さの1/25又は3mのいずれか大きい方の距離の範囲にある側壁の窓については、A60級のA級仕切りと同等の保全性を有する窓を要求していたところ、同項第1号によりA60級の防熱を施すことが要求される部分（船楼又は甲板室の貨物エリアに面する前端から後方へ3mの間の部分）以外の部分に設ける窓にあつては、A0級のA級仕切りと同等の保全性を有する窓とする、船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正を検討しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成19年2月

施 行： 公布の日